

## 「政策評価に関する基本計画」等の一部改正について

政策評価に関する基本計画（平成 30 年 3 月 30 日策定）等について、平成 30 年度の動向を踏まえ一部改正を行います。

### （主な改正点）

#### ○ 政策立案総括審議官の新設

政策立案総括審議官が新設されたことに伴い、「政策評価に関する基本計画」及び「政策評価の実施要領」に所要の改正を行います。

#### ○ 事前分析表作成時におけるロジックモデルの活用を推奨

「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成 29 年度）」（平成 30 年 3 月政策評価審議会政策評価制度部会）において、「目標・測定指標の適切な設定を行う上で有効と考えられる方策の 1 つが、ロジックモデルの導入である。」とされており、ロジックモデルの活用を促すため、「政策評価の実施要領」に記述を追記します。

#### ○ 租税特別措置等に係る政策評価の評価書様式の改正

「租税特別措置等に係る政策評価の評価書様式の改正について（送付）」（平成 30 年 4 月 23 日付事務連絡）において評価書様式の改正がなされたことに伴い、「政策評価の実施要領」に所要の改正を行います。